

令和 5 年 5 月 9 日現在

機関番号：32643

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2022

課題番号：20K22049

研究課題名（和文）人道に対する犯罪の国内法化および適用上の諸問題に関する研究

研究課題名（英文）Research on National Legislation and Prosecution of Crimes Against Humanity

研究代表者

久保田 隆（Kubota, Takashi）

帝京大学・法学部・助教

研究者番号：50880994

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、現在条約化の動きがみられる「人道に対する犯罪」に関する日本の法整備のあり方を明らかにすることを目的とするものであった。国連の「人道に対する犯罪」条文草案には、加盟国にその国内法化（犯罪化）を義務づける規定が含まれているため、同犯罪の処罰規定をもたない日本は、新たに法整備を行う必要がある。そこで、本研究では、ドイツ語圏諸国の立法例および適用事例を参照しながら、人道に対する犯罪の国内法化をめぐる諸論点の提示・解決を試みた。具体的には、事項的免除に関する検討を行ったほか、ロシアによるウクライナ侵攻が日本の国内立法にもたらす影響を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、現在生成途上にある「人道に対する犯罪」に関する新条約を日本が批准する際に必要となることが予想される立法作業、とりわけ「人道に対する犯罪」の国内法化（犯罪化）を見据えて、国際刑事法の見地から専門的知見を提供するものである点に社会的意義が認められる。また、本研究は、そのような専門的知見をドイツ語圏諸国の立法例および適用事例との比較検討を通じてもたらした点に大きな特色があり、今後の研究の礎となるべき先行研究としての学術的意義も認められる。

研究成果の概要（英文）： The purpose of this research is to clarify Japan's legal framework for crimes against humanity. The UN draft articles on crimes against humanity include a provision obliging State Parties to criminalise these crimes, which means that Japan, which has no provisions for crimes against humanity in its criminal law, needs to implement new legislation. Accordingly, this research aims to clarify and resolve the various issues on the domestic legislation of crimes against humanity by referring to legislative examples and case law of German-speaking countries. Specifically, the research examined the issue of functional immunity and the impact of Russia's invasion of Ukraine on Japan's forthcoming domestic legislation.

研究分野：国際刑事法

キーワード：国際刑事法 国際刑事裁判所（ICC） 人道に対する犯罪 強制結婚 強制妊娠 迫害 事項的免除 ロシアによるウクライナ侵攻

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景には、2014 年以來、国際連合(国連)の補助機関である国際法委員会(ILC)および国連総会第 6 委員会において、「人道に対する犯罪」(crimes against humanity)に関する条文草案(draft articles)の起草作業が進められており、作業が順調に進めば、数年以内に条約が成立する可能性があるという事情があった。同条文草案は、加盟国に対して、人道に対する犯罪の国内法化(犯罪化)を義務づけることで、同犯罪の訴追・処罰の国際的ネットワークを強化することを目的とするものである。そのため、日本が同条約を批准するためには、あらかじめ、条約上の国内法化義務を履行するための国内法整備、すなわち、「人道に対する犯罪」の犯罪化がなされていなければならない。しかしながら、日本の現行刑法には、人道に対する犯罪の処罰規定が存在しないため、日本は条約上の義務を履行することができず、現状のままでは、国際社会が構築しようとする人道に対する犯罪の訴追・処罰ネットワークに参画できないという問題を抱えていた。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、日本の国内法整備の基盤を提供するべく、次の 2 点を目的とした調査・検討を実施することとした。

現在起草作業中の「人道に対する犯罪」条文草案の定める義務の内実を調査・検討することで、日本がどのような立法上の対応を求められるのかを明らかにすること。

日本が整備すべき人道に対する犯罪の処罰規定の内容を、その具体的な適用場面を想定した上で、明らかにすること。

3. 研究の方法

これら 2 つの目的を達成すべく、本研究では、それらに対応する形で次の 2 つの研究課題を設定した。

【課題 A】人道に対する犯罪の国内法化をめぐる諸論点の提示・解決

第 1 に、日本が将来的に「人道に対する犯罪」条文草案を批准した場合に負うことになる義務のうち、なかでも特に重要な、犯罪化義務、国内裁判権設定義務、および、被疑者の引渡または訴追を行う義務(「引き渡すか訴追するかせよ」の義務)の 3 つについて検討を行う。

第 2 に、人道に対する犯罪の処罰規定をすでに有するドイツ語圏諸国(ドイツ・スイス・オーストリア)の立法例の調査・検討を通じて、各国が人道に対する犯罪の国内法化に際して、犯罪の構成要件(定義)のどの点に・どのような理由で・どのような修正を加えているのかを明らかにすることで、日本が国内法化を行う際の要検討事項を抽出することとする。

【課題 B】人道に対する犯罪の適用上の諸論点の提示・解決

ドイツ語圏諸国における適用事例(裁判例)の検討を通じて、日本において人道に対する犯罪を適用する際に提起される論点を提示し、ドイツ語圏諸国がこれをどのように解決しているかを明らかにする。

4. 研究成果

研究開始当初には予想されなかった諸事情、なかでも、2022年2月24日にロシアによるウクライナ侵攻が勃発したことを受け、人道に対する犯罪(の国内法化)という研究対象はそのままに、当初の研究計画の重要部分に変更を加えることとなった。その結果、上記【課題A】については、研究期間中に十分な研究成果を得ることができなかった。

一方、上記【課題B】については、同条文草案をめぐる論点の1つである事項的免除に関して、2021年1月28日にドイツ連邦通常裁判所(BGH)が下した判決の検討が重要課題として浮上したため、同判決に関する調査・検討を優先的に行い、その成果を共著論文(査読あり)として公表した(フィリップ・オステン=久保田隆「国際刑罰権の間接実施と事項的免除 国家による中核犯罪の訴追と裁判権の免除をめぐる問題の一段面」法学研究94号12号(2021年)1頁以下)。同論文では、外国の公務員や軍人が行った犯罪行為を自国内で訴追する際、当該被疑者・被告人に事項的免除が認められることにより、捜査手続や裁判手続が妨げられることになるのか、という論点について、ドイツBGHの最新判例を題材に検討し、今後日本でも同様の論点が生起しうることを指摘した。

さらに、ロシアによるウクライナ侵攻に際して行われたとみられる人道に対する犯罪に関しては、研究代表者が所属する国際法学会のアウトリーチ活動の一環として、国際刑事法の視座から執筆した論考を同学会のウェブサイト上にて公開した(久保田隆「ウクライナにおける『戦争犯罪』と国際刑事法」国際法学会エキスパートコメント No. 2022-11(2022年)1頁以下〔<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2022/06/expert2022-112.pdf>〕)。同論考では、今般のロシアによるウクライナ侵攻によって、日本が人道に対する犯罪に関する法整備を実施する必要性がさらに高まったことを広く発信した。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 フィリップ・オステン＝久保田隆	4. 巻 94(12)
2. 論文標題 国際刑罰権の間接実施と事項的免除 国家による中核犯罪の訴追と裁判権の免除をめぐる問題の一段面	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 1-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 久保田隆	4. 巻 31
2. 論文標題 人道に対する犯罪および戦争犯罪の間接共同正犯 ンタガンダ事件（国際刑事裁判所（ICC）2019年7月8日第一審裁判部第六法廷判決・同2019年11月7日量刑判決）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 122-124
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 久保田隆	4. 巻 2022-11
2. 論文標題 ウクライナにおける「戦争犯罪」と国際刑事法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際法学会エキスパートコメント	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 久保田隆	4. 巻 33
2. 論文標題 「間接共同正犯」に関する初のICC上訴審判決 ンタガンダ事件（国際刑事裁判所（ICC）2021年3月30日上訴裁判部判決）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 111-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 12
2. 論文標題 人道に対する犯罪としての強制結婚、人道に対する犯罪および戦争犯罪としての強制妊娠 オングウェン事件第一審裁判部第9部判決（2021年2月4日）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 233-242
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 ICCオングウェン事件第1審判決（2021年2月24日）
3. 学会等名 国際人道法刑事法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 国際法上の犯罪としての戦争犯罪の性質と戦闘員特権
3. 学会等名 国際人道法刑事法研究会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------